

児童指導員等加配加算を 算定する際の留意事項

仙台市障害者支援課 施設支援係

仙台市障害者支援課施設支援係より、障害児通所支援において児童指導員等加配加算を算定する際の留意事項について、ご説明いたします。

目 次

1. 児童指導員等加配加算とは
2. 児童指導員等加配加算の要件
3. 加算算定時に注意すべき事項

説明する内容ですが、スライドにあるとおり、

- 1 児童指導員等加配加算とは
- 2 児童指導員等加配加算の要件
- 3 加算算定時に注意すべき事項

こちらの目次に沿って、順にご説明いたします。

1. 児童指導員等加配加算とは

【児童指導員等加配加算とは】

- ・ 常時見守りが必要な障害児への支援を行うなど、支援の強化を図るために、通常求められる従業者の員数に加え、理学療法士等を配置している場合に、資格等の種類などに応じて算定する加算

3

まず、児童指導員等加配加算とは、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行うなど、支援の強化を図るために、通常求められる従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を配置している場合に、資格等の種類、事業所の態様等に応じて算定する加算となっております。児童指導員等加配加算の要件については、次のスライドのとおりです。

2. 児童指導員等加配加算の要件

【要件】

- ・ **通常求められる従業者の員数に加え、理学療法士等を常勤換算で1人以上配置していること**

※配置する従業者の資格等の種類により、加算単位が異なります

※重ねて専門的支援加算を算定する場合は、さらにもう1人配置が必要となります

4

児童指導員等加配加算の要件は、通常求められる従業者の員数に加え、理学療法士等や児童指導員等又はその他の従業者を、常勤換算で1人以上配置していることです。

また、配置する従業者の資格等の種類により、加算の単位が異なりますので、算定基準を確認するなどし、加算の届出の際にはお間違いのないようご注意ください。

従業者の資格等について、ご不明な点等がある場合は、障害者支援課施設支援係担当までご相談ください。

なお、児童指導員等加配加算を取得したうえで、重ねて専門的支援加算も取得する場合は、さらに常勤換算で1人以上配置している必要がありますので、ご注意ください。

ここで、要件の中にある「通常求められる従業者」について、次のスライドで説明いたします。

2. 児童指導員等加配加算の要件

【通常求められる従業者（基準人員）】

- ・ 管理者
- ・ 児童発達支援管理責任者
- ・ 児童指導員または保育士 など

※事業所の態様や定員等により、通常求められる従業者の職種や員数は異なります

5

通常求められる従業者とは、すなわち基準人員のことを指しております。事業所の態様や定員等により、基準人員は異なりますが、例えば定員10名の放課後等デイサービスであれば、

- ・ 管理者 …1人（支援に支障がなければ他職種と兼務可）
- ・ 児童発達支援管理責任者 …常勤専従1人
- ・ 児童指導員又は保育士 …営業時間を通じて2人（うち1人以上は常勤）となります。

したがって、次の2枚のスライドのような場合は児童指導員等加配加算を取得することができませんのでご注意ください。

3. 加算算定時に注意すべき事項

【加算が算定できない場合】

① 通常求められる従業者（基準人員）にその日、 欠員がでている

…児童指導員や保育士が「営業時間を通じて必要な人数」や「うち一人以上は常勤」を満たしていない場合や、児童発達支援管理責任者や管理者が配置されていない期間など、基準人員に欠員がでている場合は、その日の加配加算を算定できません。

6

まず1つめが、通常求められる従業者にその日、欠員が出ている場合です。児童指導員や保育士が「営業時間を通じて必要な人数」や「うち一人以上は常勤」を満たしていない場合や、児童発達支援管理責任者や管理者が配置されていない期間など、基準人員に欠員がでている場合は、その日の加配加算を算定できません。

3. 加算算定時に注意すべき事項

【加算が算定できない場合】

② 定員超過により、児童指導員等の加配が月単位で常勤換算1人分を満たせない

… 1月の間に定員を超過する日があり、本来加配に充てようとしていた児童指導員等を基準人員に充てなければならず、児童指導員等の加配が月単位で常勤換算1人分を満たせない場合は、加算を算定することができません

7

次に、定員超過により、児童指導員等の加配が月単位で常勤換算で1人分を満たせない場合です。

これは主に、人員に余裕のない事業所で起きうる事象かと思いますので、基準人員と児童指導員等の加配でぴったりの人員しかいない事業所は特にご注意ください。

まず、定員を超過する日がある場合、その日の児童指導員又は保育士の必要数は、定員を超えていない日よりも多く必要となります。

定員超過時の「児童指導員または保育士」の必要数については、令和4年度第1回集団指導「障害児通所支援において定員を超過して児童を受け入れる際の留意事項」

で説明しておりますので、詳しくはそちらを再度ご確認ください。

つまり、定員を超過して児童を受け入れる場合、本来加配に充てようとしていた児童指導員または保育士を、基準人員に充てなければなりません。

したがって、児童指導員の加配を常勤換算で1人ぴったりしか配置していなかったとすると、月に1日でも定員を超過してしまうと児童指導員等の加配が月単位で常勤換算1人分を満たせず、

その月の児童指導員等加配加算を取得することができなくなる可能性があります。

3. 加算算定時に注意すべき事項

- ① 通常求められる従業者（基準人員）にその日、
欠員がでていないか
- ② 定員超過により、児童指導員等の加配が月単位で
常勤換算1人分を満たせていないか

8

これまでの説明のとおり、児童指導員等加配加算を算定する際には
①通常求められる従業者（基準人員）にその日、欠員がでていないか
②定員超過により、児童指導員等の加配が月単位で常勤換算1人分を満たせて
なくなっていないか
といった点に留意していただく必要があります。
つきましては、日々の実績を確認し、適切に請求事務を行ってください。

私からの説明は以上となります。ご清聴ありがとうございました。